

○北九州市響灘ビオトープ条例

平成24年10月4日

条例第40号

改正 平成25年10月15日条例第33号

(設置)

第1条 北九州市若松区響町二丁目の一般廃棄物の最終処分場の跡地につくり出された貴重な自然環境を保全するとともに、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する学習及び交流の場を提供し、もって自然と共生する社会の実現に資するため、北九州市響灘ビオトープ(以下「ビオトープ」という。)を同区響町一丁目126番1及び響町二丁目に設置する。

(事業)

第2条 ビオトープは、次に掲げる事業を行う。

- (1) ビオトープの自然環境の保全に関する事業
- (2) 自然環境の保全に関する学習及び交流の場を提供する事業
- (3) 自然環境の保全に関する理解を深める事業
- (4) 自然環境の保全に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(行為の制限)

第3条 ビオトープにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 展示会、集会その他これらに類する催しをすること。
- (2) 動物を捕獲すること。
- (3) 竹木を採取し、又は植物を採集すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。

(行為の禁止)

第4条 ビオトープにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)並びに竹木及び植物を故意に持ち込むこと。
- (2) 他人の利用を妨げ、又は他人に危険を感じさせる行為をすること。
- (3) ビオトープの施設を損傷し、又は汚損すること。
- (4) 花火等の火気を使用すること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。

(6) 動物を殺傷すること。

(平25条例33・一部改正)

(利用の制限及び禁止)

第5条 市長は、ビオトープの維持管理上必要があるときは、ビオトープの利用を制限し、又は禁止することができる。

(平25条例33・一部改正)

(利用の許可)

第6条 別表に掲げるビオトープの施設及び設備(以下「ビオトープの施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) ビオトープの設置の目的に反するとき。

(3) ビオトープの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、ビオトープの管理上支障があると認められるとき。

(平25条例33・一部改正)

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の許可を取り消し、若しくは許可に付した条件を変更し、又は行為若しくは利用の中止若しくはビオトープからの退去を命ずることができる。

(1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。

(3) 詐欺その他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

2 指定管理者は、前項各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

(平25条例33・一部改正)

(利用料金)

第8条 ビオトープの施設等を利用しようとする者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、後納とすることができる。

(平25条例33・全改)

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(平25条例33・全改)

(利用料金の不返還)

第10条 既に納付した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平25条例33・一部改正)

(指定管理者)

第10条の2 市長は、ビオトープの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、その管理を指定管理者に行わせることができる。

(平25条例33・追加)

(指定管理者の指定の手続)

第10条の3 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書にビオトープの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従いビオトープの管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(平25条例33・追加)

(指定管理者が行う業務)

第10条の4 指定管理者が行うビオトープの管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げるビオトープの事業の実施に関すること。
- (2) ビオトープの維持管理に関すること。
- (3) ビオトープの施設等の利用の許可に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平25条例33・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条の5 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いビオトープの管理を行わなければならない。

(平25条例33・追加)

(指定管理者の秘密保持義務)

第10条の6 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、ビオトープの管理に関して知り得た秘密を漏らし、又はビオトープの管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平25条例33・追加)

(委任)

第11条 この条例に規定するもののほか、ビオトープの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第3条の規定に違反して、許可を受けないで同条各号に掲げる行為をした者

(2) 第4条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(平25条例33・一部改正)

付 則

この条例は、平成24年10月6日から施行する。

付 則(平成25年10月15日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2号、第5条(見出しを含む。)、第6条(見出しを含む。 )及び第7条(見出しを含む。 )の改正規定、同条に1項を加える改正規定、第8条、第9条及び第10条(見出しを含む。 )の改正規定、第12条第2項を削る改正規定並びに別表の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた改正後の北九州市響灘ビオトープ条例(以下この項において「改正後の条例」という。 )の規定による指定管理者の指定の手續に相当する手續は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。

3 付則第1項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

別表(第6条、第8条関係)

(平25条例33・一部改正)

施設	区分	金額			
	入園料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	
施設	ビオトープ園	個人	1人1回	円	円
				100	50
		団体(30人以上)		80	40
	講義室	1時間又はその端数ごとに1,600円			
設備	映像設備	1時間又はその端数ごとに1,500円以下の範囲内で規則で定める額			
	音響設備	1時間又はその端数ごとに500円以下の範囲内で規則で定める額			

備考 講義室の金額については、営利を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の20割に相当する額とする。